

— 目次 —

- 平成 29 年 7 月の税務
- 改正個人情報保護法

いつもお世話になっております。

本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。
蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成 29 年 7 月の税務

7/10

- 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7/18

- 所得税の予定納税額の減額申請

7/31

- 所得税の予定納税額の納付(第 1 期分)
- 5 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 11 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 4 月、5 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(3 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 固定資産税(都市計画税)の第 2 期分の納付

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

改正個人情報保護法

◆保護する範囲の明確化とビジネス利用拡大

2017年5月30日に改正個人情報保護法が施行されました。2003年に制定したこの法では個人情報は生存する個人に関する情報で氏名、生年月日等特定の個人を識別できるものを言い、企業等が取得するには利用目的を通知する必要がありますとしています。しかしその後のインターネットの普及や技術革新で個人情報に当たるかどうか判断しにくいケースも出てきたので、改正法では個人情報の範囲が追加され、DNA、指紋データ、顔認識データ、パスポートや運転免許証の番号等が追加され、マイナンバーは法で定められた税と社会保障、防災に限定されて追加されています。

◆改正法の概要

改正の概要は以下の通りです。

- (1) 個人情報保護委員会の設置
- (2) 個人情報の定義の明確化
- (3) 一定の個人情報(匿名加工情報)に関する自由な流通を促進する制度の導入
- (4) 名簿業者対策としての第三者提供をする場合の確認記録作成保存義務
- (5) 個人データの第三者提供に関する規律の整備(記録や届出義務)
- (6) グローバル化への対応で外国にある第三者への提供に関する規定等規律の整備
- (7) 取り扱う個人情報の数が5千人以下である事業者を規制の対象外とする制度の撤廃。

◆改正法の要点施策

- (1) 前述の(3)にある「匿名加工情報」が規定されました。特定の個人を識別できないようにすることで、本人の同意なしにパーソナルデータをビジネスに利用、活用できるよう取り扱いルールが定められました。
- (2) 企業が保存する個人データを第三者に提供する際のルールが厳格になりました。名簿業者対策等で、本人の同意を得ていない時は政府の個人情報保護委員会への届出が義務付けられました。但し人種、病歴、犯罪歴等特に慎重に扱うべき情報は本人の同意が必要です。また第三者とやり取りした場合、記録の作成、保存が必要になります。
- (3) これまで取り扱う個人情報の人数が5千人以下の場合は法の対象外でしたがこれは廃止されました。個人情報を扱う数が少ない事業者でも情報取り扱いに伴う記録の作成や保存、安全管理措置が課せられました。

◆◆さいごに◆◆

先ほど通り雨が降り、風の流れが変わってだいぶ涼しくなりました。着る服に迷う時期ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。先日、梅雨空の中でも気分よく過ごせるよう 明るい色の傘を買ったのに、なかなか傘をさすタイミングに恵まれません…。が、夏本番まであとわずか！楽しい計画を立ててうっとうしい梅雨を乗り切りたいと思います。季節の変わり目、健康には十分ご留意くださいね。